

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

9

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

受給者本人の申出による児童扶養手当受給資格の喪失手続を可能とすること

提案団体

佐野市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

受給資格者が児童扶養手当法第4条に規定する要件に該当しなくなった場合や、手当の支給を受ける権利を2年行使せず時効消滅する場合以外においても、受給資格者が希望する場合は、受給資格喪失手続を行うことを可能とすることを求める。

具体的な支障事例

現行の児童扶養手当制度においては、受給資格者(以下「資格者」という。)に対して、毎年、原則対面による現況届の提出を義務付けているため、就業等により所得制限の上限を上回り全部支給停止となった資格者についても、同様に現況届を提出しなければならない。また、資格喪失するのは、児童手当法第4条に該当しなくなった場合と、手当支給を受ける権利を行使しないことによる時効消滅の場合であり、資格者本人の申出による資格喪失は制度上存在していない。

そのため、今後支給を受ける見込みはほぼない全部支給停止の資格者に対しても、自治体は毎年書類を送付し、提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために仕事を休み平日に窓口へ出向いている現状があり、双方に心理的負担や事務負担が発生している。

現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

資格者本人の意思による資格喪失が可能となり、これまで生じていた受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなる。

根拠法令等

児童扶養手当法第4条、第22条、第28条

児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条

「児童扶養手当の現況届等について」(平成29年4月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、郡山市、いわき市、白河市、越谷市、船橋市、柏市、稲城市、川崎市、海老名市、長野県、浜松市、富士市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、豊岡市、出雲市、広島市、三原市、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても、過去に受給資格者が自ら資格喪失(自己都合も含む)を申し出たが、受け付けられない事例があった。また、令和4年度の時効による児童扶養手当資格喪失者(令和2年度現況届未提出者)は7名であった。全員に対して現況届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令も行った。このように、受給者、自治体双方の負担が発生しているため、本人の意思による喪失も認めるべきである。

○全部支給停止対象者からの現況届の提出率が低いにも関わらず、都度催促の案内を送付する事務負担および対象者の精神的負担は大きいと感じている。また、過去に資格喪失を希望する者に対し、制度上できないと回答し、受給者の意思に沿えなかった記録がある。

○当市においても、所得制限により今後全部支給停止が続くと見込まれるため資格を喪失したいという受給資格者や、全部支給停止とはならずとも経済的に安定してきたため手当を受給せず自立をしたいといった申出が見受けられる。現在制度上、資格者本人の申出による資格喪失はできないため、時効消滅を待つ資格者も存在するが、現況届等の提出案内や督促文が送付されるため、資格者の心理的負担や自治体側の事務負担が発生している。

○当市でも、毎年、就業等による所得制限の上限を上回るために支給を受ける見込みがほぼない全部支給停止の資格者が、書類提出をしないことが多い。そのため提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために、状況によっては民生委員の元へ出向く必要があり、双方に心理的負担や事務負担が発生している。現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。時効や条件を満たさずとも、本人意思による資格喪失が必要と考える。

○当市においても同様に、所得超過者や年金受給により全部支給停止となっている受給者が一定数おり、その方々にも毎年8月に現況届提出を求めている。平日の来庁が厳しい受給者に対しては、窓口延長や土日開庁時の提出を案内しているが、それでも中には仕事の都合上来庁が難しい方がいる。仕事を休んでの来庁は受給者に負担を強いるものであり、現況届受付時等に辞退を希望する声が毎年寄せられているのが現状である。受給資格の辞退を可能にした際には、現況届未提出への督促件数や時効処理件数の減少に繋がるため、業務軽減化の実現も期待できる。

○当市においても、児童扶養手当が全部支給停止となっている受給資格者の中には、毎年度、所得制限限度額を上回り、支給停止の継続が見込まれるため、手当の資格喪失を希望する者が見受けられる。喪失を希望する者の理由として、現況届等の手続きのみ発生し、負担になるなどの理由による。また、時効消滅により資格喪失を希望する場合は、受給権を行使しない期間が2年間継続する必要があり、喪失までに配達証明等の通知発送など、自治体の多大な事務負担や受給資格者の心理的負担などが発生している。

○当県においても同様の事例が発生している。

自治体職員にとっては、メリット(事務負担の軽減)しかなく、住民にとってもほとんどデメリットはないと考えられる。

○安定した高収入の見込める受給資格者から資格喪失の希望を受けることが年に数件ある。

○当市でも同様の事例があり、資格者本人の意思による資格喪失が可能とすることで、受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなるため賛同する。

○児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限額を上回っているため児童扶養手当が全部支給停止となっており、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら児童扶養手当の資格喪失を希望する認定者が存在する。しかし、現行制度において任意での資格喪失を認めていない。その結果、児童の18歳到達による喪失又は現況届未提出に伴う時効による喪失以外に方法がない旨を認定者に説明することになるが、児童扶養手当に係る案内が届き続けることになる。当該対象者を捕捉し続け、通知を送付しないようにすることも可能ではあるが、職員及び対象者双方に負担を強いてまで本人の意思による喪失を拒む意義が乏しい。

○児童扶養手当の受給権者は、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となっている者(全部支給停止者)も、毎年8月に現況届を提出しなければならないため、辞退の意思のある受給権者は、現況届を提出しないことによる、基本権の消滅時効が完成し、基本権が消滅するまで待っている状況があると思われる。客観的事実に基づく基本権に辞退はありえないが、法の目的はひとり親家庭への就業支援等、他の施策と相まってその生活を支えているものであり、全部支給停止者による辞退の申し出を資格喪失事由とすることは、受給権者と自治体双方の負担・事務軽減につながり法の目的に沿うものと考え賛同する。

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の現況届の取扱いについて、児童扶養手当受給者の負担の軽減を図るための方策を検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

11

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当の受給資格者からの申し出による資格喪失を可能とすること

提案団体

大和郡山市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当の受給資格者の申し出による資格喪失を可能とすること

具体的な支障事例

児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限額を上回っているため児童扶養手当が全部支給停止となっており、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら児童扶養手当の資格喪失を希望する受給者が存在する。しかし、現行制度において資格喪失となるのは、児童手当法第4条に該当しなくなった場合と、手当支給を受ける権利を行使しないことによる時効消滅の場合のみであり、自ら辞退するという形での資格喪失を認める方法が無い。受給資格のある者もしくは扶養義務者に十分な所得があり、全部支給停止で今後も所得制限額を下回る見込みがない者にとって、給付されない児童扶養手当の手続のために仕事を休み、現況届を提出しなければならないのは、時間的にも精神的にも負担である。現況届の提出がない場合、督促通知や時効の通知が市から届くことになり、精神的に負担となる。また、毎年年始に行う時効処理の対象となる者の多くが、全部支給停止であることを理由に現況届を提出しない者である。時効処理においては、対象者に対して配達証明や公示送達を用いて、確実に受領したことを証明してもらう必要があり、職員及び対象者にとって心理的負担や事務負担が発生している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

資格者本人の意思による資格喪失が可能となり、これまで生じていた受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなる。

根拠法令等

児童扶養手当法第4条、第22条、第28条

児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第4条、第11条

「児童扶養手当の現況届等について」(平成29年4月28日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、郡山市、いわき市、白河市、越谷市、船橋市、柏市、稲城市、横浜市、川崎市、海老名市、長野県、浜松市、富士市、豊橋市、半田市、刈谷市、豊田市、池田市、豊岡市、出雲市、広島市、三原市、高松市、高知県、佐世保市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても、過去に受給資格者が自ら資格喪失(自己都合も含む)を申し出たが、受け付けられない事例があった。また、令和4年度の時効による児童扶養手当資格喪失者(令和2年度現況届未提出者)は7名であった。全員に対して現況届の提出を行うように何度も催告をし、特定記録郵便での提出命令も行った。このように、受給者、自治体双方の負担が発生しているため、本人の意思による喪失も認めるべきである。

○全部支給停止対象者からの現況届の提出率が低いにも関わらず、都度催促の案内を送付する事務負担および対象者の精神的負担は大きいと感じている。また、過去に資格喪失を希望する者に対し、制度上できないと回答し、受給者の意思に沿えなかった記録がある。

○当市においても、所得制限により今後全部支給停止が続くと見込まれるため資格を喪失したいという受給資格者や、全部支給停止とはならずとも経済的に安定してきたため手当を受給せず自立をしたいといった申出が見受けられる。現在制度上、資格者本人の申出による資格喪失はできないため、時効消滅を待つ資格者も存在するが、現況届等の提出案内や督促文が送付されるため、資格者の心理的負担や自治体側の事務負担が発生している。

○当市でも、毎年、就業等による所得制限の上限を上回るために支給を受ける見込みがほぼない全部支給停止の資格者が、書類提出をしないことが多い。そのため提出されない場合の督促を行うほか、資格者は提出のために状況によっては民生委員の元へ出向く必要があり、双方に心理的負担や事務負担が発生している。現況届を提出せず、権利の時効消滅を図る資格者もいるが、その場合であっても自治体からの書類送付や督促はなされるため、同様に心理的負担や事務負担は発生している。時効や条件を満たさずとも、本人意思による資格喪失が必要と考える。

○当市においても同様に、所得超過者や年金受給により全部支給停止となっている受給者が一定数おり、その方々にも毎年8月に現況届提出を求めている。平日の来庁が厳しい受給者に対しては、窓口延長や土日開庁時の提出を案内しているが、それでも中には仕事の都合上来庁が難しい方がいる。仕事を休んでの来庁は受給者に負担を強いるものであり、現況届受付時等に辞退を希望する声が毎年寄せられているのが現状である。受給資格の辞退を可能にした際には、現況届未提出への督促件数や時効処理件数の減少に繋がるため、業務軽減化の実現も期待できる。

○当市においても、児童扶養手当が全部支給停止となっている受給資格者の中には、毎年度、所得制限限度額を上回り、支給停止の継続が見込まれるため、手当の資格喪失を希望する者が見受けられる。喪失を希望する者の理由として、現況届等の手続きのみ発生し、負担になるなどの理由による。また、時効消滅により資格喪失を希望する場合は、受給権を行使しない期間が2年間継続する必要があるため、喪失までに配達証明等の通知発送など、自治体の多大な事務負担や受給資格者の心理的負担などが発生している。

○全部支給停止となっている世帯の中には、安定して就労し今後児童扶養手当の支給制限額を下回る見込みがない世帯も多く、児童扶養手当の資格喪失を希望する資格者が一定数いる。しかし現行制度では、「辞退による資格喪失」が存在しないため、毎年現況届を提出しなければならない。

今後児童扶養手当が出る見込みがないが、現況届の提出のために有休を取得しなければならない、資格者への負担が大きい。

また現況届を提出せず、時効による資格喪失を図る者もいるが、現況届の督促状及び提出命令書の送付を行わなければならない、資格者の心理的負担や職員の事務的負担が生じている。

○当県においても同様の事例が発生している。

自治体職員にとっては、メリット(事務負担の軽減)しかなく、住民にとってもほとんどデメリットはないと考えられる。

○安定した高収入の見込める受給資格者から資格喪失の希望を受けることが年に数件ある。

○当市でも同様の事例があり、資格者本人の意思による資格喪失が可能とすることで、受給資格者と自治体双方の心理的負担・事務負担がなくなるため賛同する。

○児童を扶養している者の中には、所得が所得制限の上限額を上回っているため児童扶養手当が全部支給停止となっており、今後も上限額を下回る見込みがないことから、自ら児童扶養手当の資格喪失を希望する認定者が存在する。しかし、現行制度において任意での資格喪失を認めていない。その結果、児童の18歳到達による喪失又は現況届未提出に伴う時効による喪失以外に方法がない旨を認定者に説明することになるが、児童扶養手当に係る案内が届き続けることになる。当該対象者を捕捉し続け、通知を送付しないようにすることも可能ではあるが、職員及び対象者双方に負担を強いてまで本人の意思による喪失を拒む意義が乏しい。

○児童扶養手当の受給権者は、所得が限度額以上であるため手当の全部が支給停止となっている者(全部支給停止者)も、毎年8月に現況届を提出しなければならないため、辞退の意思のある受給権者は、現況届を提出しないことによる、基本権の消滅時効が完成し、基本権が消滅するまで待っている状況があると思われる。客観的事実に基づく基本権に辞退はありえないが、法の目的はひとり親家庭への就業支援等、他の施策と相まってその生活を支えているものであり、全部支給停止者による辞退の申し出を資格喪失事由とすることは、受給権者と自治体双方の負担・事務軽減につながり法の目的に沿うものと考えられる。

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当の全部支給停止となった受給者の現況届の取扱いについて、児童扶養手当受給者の負担の軽減を図るための方策を検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

13

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

里帰り出産に関し住所地の自治体と里帰り先の自治体との情報共有が行われる仕組みの構築

提案団体

石川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

マイナポータルをはじめ、デジタル手段を活用しながら、各種手続きを改善するなど、効率的・効果的に住所地と里帰り先の自治体や医療機関との間の情報共有・連携が行われるよう、国が仕組みを構築すること。

【例】

里帰り出産のため、県外の病院で健診等を受診した妊婦について、マイナンバーを活用することなどにより、県外の病院で健診を受診したという情報が住所地の自治体に通知されるようにするとともに、必要に応じて、その県外の病院が所在する自治体に対して、当該妊婦に関する情報を共有することができるシステムを構築する。

具体的な支障事例

現在、里帰り出産の際に、住所地の自治体と、里帰り先の自治体の情報が共有される仕組みがなく、里帰り先の自治体による支援が必要な妊婦等の情報を、住所地の自治体も里帰り先の自治体も把握することができず、里帰り先での支援が難しい状況にある。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

里帰り出産のため一時的に居住している妊婦の情報を、住所地の自治体と里帰り先の自治体との間で共有することで、里帰り先の自治体においても、妊婦の相談対応や母子保健サービスの利用など、タイムリーな支援を行うことが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、茨城県、大阪府、広島市、徳島県、今治市、高知県、宮崎県

○当府においても、要支援の妊婦について里帰り先の医療機関と住所地の自治体間での連携に困難が生じる事例があることから、住所地と里帰り先の自治体や医療機関との情報共有・連携を図る仕組みの構築は望ましいが、マイナポータル等のデジタル手段活用にあたっては、タイムリーな情報共有・連携を実現できる運用体制等のソフト面の整備も必要不可欠となる。また、里帰り妊婦が産後ケア事業を利用できないという事例も生じており、住所地と里帰り先の自治体間の情報共有に加えて、産後ケア事業等母子保健サービスの広域利用ができる体制整備も必要だと考える。

○出産・子育て応援交付金の給付事務において、対象者が自治体間を転出入した場合、転出先の自治体にお

いて、過去の面談の実施有無や受給歴の把握ができず支援事務の煩雑さを招いている。左記に加えて転出入情報の確認も実現できれば、円滑な事務が可能となる。

#### 各府省からの第1次回答

##### 【こども家庭庁】

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

##### 【デジタル庁】

こども家庭庁における検討を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権の放棄が可能であることの明確化

提案団体

長崎市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される場合、地方自治法第96条第1項第10号及び市の債権管理条例に基づく債権の放棄が可能であることを明確化すること。

具体的な支障事例

## 【提案の背景】

市債権管理条例(以下「条例」という。)においては、地方自治法第96条第1項第10号に基づき、権利の放棄に係る規定を設けている。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理において、事実上回収見込みがないと判断される場合、母子及び父子並びに寡婦福祉法第15条における償還免除のほか、条例に基づく権利の放棄を行うことは、地方自治法に裏付けされた法令に基づく適正な処分と考えている。

上記により、条例による母子父子寡婦福祉資金貸付金の権利の放棄は、適正な処分であると考えているが、厚生労働省に確認を行うも、明確な回答がない。

## 【支障事例】

当市において、債務者及び保証人等が無財産や生活困窮状態のものや、接触到長期間努めても消滅時効期間内の完納に結びついていないものなど、法的措置を行っても今後回収の見込みがない債権や、破産免責がなされ法的整理を行うことができない債権を長期間抱えたまま、継続して管理を続けており、事務の非効率化を招いている。

## 【中核市の状況】

令和4年8月に中核市照会を行ったところ、当該貸付金返還金において、条例による債権放棄を行ったことがある都市は、回答のあった59都市中、32都市という結果であった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事実上回収できる見込みがないと判断される債権を一定の要件のもと放棄することで、債権管理事務の効率化を図り、回収可能な債権に注力することが可能となる。

根拠法令等

地方自治法第96条第1項第10号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島市、越谷市、船橋市、長野県、豊田市、広島市、高松市



○当市では債権放棄の実績はないが、再三にわたり支払いを催促したにも関わらず、納付もなく相談にも応じない滞納者に対しては、弁護士に委託して債権回収を実施しております。弁護士により回収ができないと判断された場合は、当市債権管理条例に基づき、債権放棄を実施することとなります。

○提案内容について、適正な債権管理上重要なものである。

さらにいうと、本債権について、都道府県(指定都市及び中核市を含む。(以下「都道府県等」という。))で不納欠損処分を行ったとしても、国庫から借り入れた債権(母子及び父子並びに寡婦福祉法第 37 条第 1 項の規定に基づいて国が都道府県等に貸し付ける貸付金(「国庫借入金」という。))が減額されず、債権が残るという不都合があるため、不納欠損した分について、国が国庫借入金を減額願いたい。

#### 各府省からの第 1 次回答

地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 240 条第 3 項において、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、(中略)当該債権に係る債務を免除することができる」とされている。また、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 171 条の 7 において、普通地方公共団体の長は、同令第 171 条の 6 の規定により履行延期の特約等した債権について、「当初の履行期限から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権(中略)を免除することができる」旨が規定されており、債務者が無資力又はこれに近い状態であり、かつ、弁済することができる見込みがないと自治体が認める母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権についても、こうした法令の規定に基づき対応されるべきものと考えており、個別に母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権の取扱いについてお示しすることは考えていない。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。

具体的な支障事例

市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の見込み(幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数)が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども・子育て支援事業についても、必要に応じて見直しを行うこととされている。こうした手続が定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育の提供体制の確保について、国による適切な指導が求められるという時代背景があったものと考えられる。ところで、本市における教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等を行い、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。このような状況の下で、第1期計画(平成27年度～平成31年度)については、実績値と教育・保育の量の見込みが10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画を策定する必要があったことから、審議会開催に係る業務を短期間のうちに2度も強いられることとなった。法の施行から8年が経過し、施設整備等に係る状況も大きく変化しており、実態に即した対策を講じる体制が整っている本市においては、今後も、これまでと同様の基準により計画の見直しを求められるとすると、単に過剰な事務負担を強いられるだけのことになる。以上のことから、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中間年の見直しを行う必要はないとされた第2期計画(令和2年度～令和6年度)の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の見直しに伴う市町村の負担が軽減されることで、子ども・子育て支援のより一層の推進に注力できる。

## 根拠法令等

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年内閣府告示第27号)

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日内閣府通知)

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、足立区、横浜市、川崎市、長野県、浜松市、草津市、高知県、熊本市、鹿児島市

○自治体ごとの実情やマンパワー等、個々の課題が異なることや、時代背景等の変化も踏まえて、基準の緩和や弾力的な緩和を可能としていただきたい。

また、計画見直しの要否や範囲についても、各自治体の自主判断に委ねていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府事務連絡)において、

・「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、」としているが、

・その上で、「形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」

としています。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めていただくため、策定をお願いしているものであり、各市町村において、この趣旨を踏まえ、それぞれの事情を考慮し検討した結果、見直しが不要と判断される場合は、見直しは不要としていただいてもかまいません。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

31

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

災害のおそれがある場合において代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とすること

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害救助法の適用時だけでなく、災害のおそれがある場合についても、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言時と同様に代替的な方法による障害福祉サービスの提供を可能とするよう見直しを求める。例えば、災害救助法の適用がない場合であっても、市町村が「避難指示(警戒レベル4)」以上の避難情報を発令した場合には、国からの通知を待たずに市町村の判断で代替的な方法によるサービスを実施できることとする。

具体的な支障事例

## 【現行制度について】

障害福祉サービス事業においては、災害救助法が適用された場合、音声通話や Skype などによる代替的な方法によるサービス提供が認められている。

しかし、この取扱いは災害救助法の適用に至るまでは認められず、災害発生後の数日後に発出される国からの通知を受けて初めて可能となるものである。

一方、障害福祉サービス事業は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言下であっても事業の継続が要請されているところ、代替的な方法によって通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものと市町村が認める場合には、報酬算定して差し支えないものとされている(令和3年4月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス事業所等の対応について」)。

## 【支障事例】

令和3年1月7日、当市を含む地域が大雪に見舞われた。気象台は同日10時33分に大雪注意報、翌8日6時53分に大雪警報を発令した。その後、10日20時00分、内閣府において災害救助法の適用が決定され、当市には9日に遡及して同法が適用された。

これに対し、厚生労働省から障害福祉サービスに係る緩和措置としての代替支援の適用を認める旨の通知があったのは、1月15日付け事務連絡「令和3年1月7日からの大雪による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について」であり、県内では大雪による人的被害や交通障害が多数発生していたが、災害発生から当該通知の受領まで、代替的な方法による障害福祉サービスの提供を実施することができなかった。

## 【制度改正の必要性】

災害救助法の適用に至らない場合であっても、道路の予防的通行規制や公共交通機関の計画運休などにより、利用者及び事業所職員の双方にとって、事業所までの移動は困難であり危険を伴う。現在は、災害のおそれがある危険な状況であっても対面でのサービス提供が原則となっていることから、代替的な方法によるサービス提供を可能とすることにより、利用者及び事業所職員の安全を確保するとともに、柔軟かつ迅速なサービス提供を可能とする必要がある。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業所職員が災害のおそれがある場合に事業所まで移動する必要がなくなる。また、利用者は、災害のおそれがある場合でも、自宅等の安全な場所からサービスを受けることができる。  
また、対面サービス以外の選択肢が確保されることによって、対面サービスの提供が困難な場合においても途切れのないサービス提供が可能となり、継続的なサービスの提供に繋がる。

## 根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、長野県、高槻市、兵庫県、笠岡市、熊本市

-

## 各府省からの第1次回答

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においては、障害者等に対して提供されるサービスの質を担保する観点から、指定障害福祉サービス事業者は、指定基準を踏まえて都道府県が定める条例に従って、障害福祉サービスを提供することが義務付けられているが、災害が発生し又はそのおそれが生じることにより災害救助法の適用を受けた場合等は、災害の程度等に鑑み、一部の指定基準について、例外的な取扱いを認めており、市町村が避難情報を発令したことのみをもって、直ちに指定基準の例外的な取扱いを認めることは、適切ではないと考えている。

なお、御指摘の1月15日付け事務連絡については、災害救助法の適用を契機として発出しているものではなく、非常に大きな災害の場合に、その被害の状況等を把握した上で、障害福祉サービス等の提供の継続性や利用者にとってのサービスの質の確保の重要性を勘案し、できる限りの支援の提供を行った場合の報酬算定を認めるという緩和措置が必要であると判断した場合に発出しているものである。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

45

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の早期提示

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱について、提示時期を早めること。

具体的な支障事例

交付要綱の提示について、各自治体は国からの交付要綱の提示を受け、支弁基準等の改定を行っている。当該年度の要綱の提示が年度末であるため、毎年、年度替わりの時期に保護単価設定表の作成や精算手続等を行う必要がある。近年は、新規の加算項目の追加、金額の変更等も頻繁に行われており、担当職員の時間外勤務が極端に増加し、他の年度末業務等と重なることで作業面においても非常に非効率な状況が生じており、過去には保護単価設定誤りなどのミスが生じたこともある。特に令和4年度については、令和5年3月20日に令和4年度要綱が示されたため、例年以上に業務が集中した上、補正予算対応も不可能なスケジュールであった。

また、年度末の提示では、施設側への各種単価の説明などを十分に行うことができず、請求元である施設にも負担を強いている状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付要綱が年度当初に確定されることにより、施設等に対し適正な経費を毎月支弁できるとともに、年度末から年度初めの業務が軽減され、ミスの減少につながる。また、予算要求においても、より近い年度の基準に基づき要求でき、補正予算等必要に応じた対応ができる。（現行：令和5年度当初要求に係る積算は、令和3年度要綱で行う。）

根拠法令等

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日付け厚生省発児第86号）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、仙台市、茨城県、船橋市、川崎市、長野県、浜松市、豊橋市、高知県、佐賀県、熊本市、宮崎県、鹿児島県

○当市でも毎年度末の繁忙期に単価設定表を作成するため誤りが発生している。要綱の早期提示により処理期限に余裕ができ、確実な事務処理を行うことができる。

○当県においても、交付要綱の発出遅延により保護単価設定及び措置費支弁業務が短期間に集中しており、担当職員の時間外勤務時間が極端に増加している。

○当該年度の要綱の提示が年度末であるため、毎年度末に年度初めに遡って、保護単価設定表の作成や精算手続等を行っている。業務が集中する上、要項改正に伴い、新規の加算項目の追加、金額の変更等があった場合、本来であれば事業者への説明を行いたいが、十分な時間を確保が出来ない。

予算要求に関しても、前年度の要綱で算定し計上しており、補正予算対応も難しいスケジュールである。

○年度末・年度当初の事務作業の過大な負担となっている。年度末になってから各施設に新しい単価等を提示し、出納閉鎖までのわずかな期間で清算、支出を行うこととなるため、担当者が連日深夜まで作業を行っている。施設側の事務負担も大きい。

○年度末になってから当該年度当初に遡及する改定ゆえ、施設側に以下のような影響が生じている。

- ・新しい加算が確定していなかったことから、年度当初に該当職員を配置できないケースがある。
- ・施設にとって、精算による減額は負担となるため、これを避けるため、不確定な項目については年度当初から請求を控えるところもある。
- ・令和4年度においては、定額単価が上限のある実費額に変更された項目があり、年度初めに遡って適用されたことが施設にとって負担になった。

○現状の新要綱発出のタイミングでは、2月議会での補正予算対応が不可能であるため、過大に予算を留保し、結果として毎年多額の執行残を出すこととなっている。

○交付要綱の提示について、各自治体は交付要綱の提示があってから支弁基準等の改定を行っている。近年、新規の加算項目の追加、金額の変更等が頻繁に行われており、単価設定表や各種精算の処理に担当職員は時間外勤務が増加している。施設側への各種単価の説明会など十分に行えないでいる状況となっている。交付要綱が早期に示されれば、各加算を行うための手続きや人員配置、業務内容等を迅速に施設等に提示し、内容確認を行うことができ、高機能化・多機能化、機能転換がより進んでいくと考えられる。

○近年、要綱改正により基準単価が増額傾向にあり、積算した予算額との乖離が著しく、市内部の予算の流用により対応しているところ。左記支障事例のとおり、予算の不足が生じた場合、施設にも負担を強いる可能性があることから、早期の改正案の提示等、各自治体の状況に合わせた運用とされたい。

○国庫負担金の交付要綱の提示が年度末になることにより、当市の母子生活支援施設の精算額の調整・受入事務及び他市の母子生活支援施設に係る精算額の支払事務がいずれも遅くなり、影響が大きいため、要綱の早期提示を求めるものである。

○毎年5月末日までの出納閉鎖期間までに施設側に請求書等の書類提出を求めなければならないため、施設側にも負担感が生じている。また、短期間で支払い等の事務処理を行わなければならないことから、事務処理ミスが生じる可能性がある。

○国からの当該年度要綱の提示が年度末であるため、毎年、年度替わりの時期に保護単価設定表の作成や精算手続等を行う必要があり、結果的に担当職員の時間外勤務が極端に増加し、他の年度末業務等と重なることで非常に非効率な状況が生じている。県のみならず請求元である施設等にも短期間での精算業務をお願いし、負担を強いている状況である。毎年度措置費のメニューも増え、事務に慣れている施設職員であっても計算誤り等のミスが非常に多く、修正依頼等何度も施設とやりとりを行い、出納整理期間間際で何とか支払っている状況である。

年度当初に単価が決定されれば、施設に対して適正な経費を支弁できるとともに、精算業務が不要になることから、精算ミス及び業務負担の軽減につながる。また、予算要求においても、より近い年度の基準に基づいた積算ができ、補正予算対応においても同様である。

国、地方公共団体、施設の事務効率化・働き方改革の観点から、年度当初に要綱を発出し、当該年度の単価を確定させるべきである。

#### 各府省からの第1次回答

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」に係る交付要綱の単価の改定については、地方公共団体の円滑な事務の実施に資するよう、毎年度可能な限り早期に提示できるよう努めてまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)において設けられている特例措置を当分の間延長すること。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件について、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)は、以下の特例措置が設けられている。

- ①幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの免許・資格を持つ者は、保育教諭等になることができる。
- ②保育所、幼稚園、認定こども園等における一定の勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数を軽減する。

しかしながら、本特例措置が解除される令和7年度以降は、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。試験については一定の不合格者が発生するものであること、また、大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで取得に数年を要することとなり、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難であることから、今後新しく両免許・資格併有を希望する者は著しく減少すると考えられる。本来であれば、幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましいと考えているが、現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者がおり、これらの者が特例措置解除後に片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れることで、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

本府では幼保連携型認定こども園の占める割合が高いことから、本件を喫緊の課題と捉えており、保育現場からも懸念の声が届いている状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これまでどおり、一方のみの免許・資格を有する者が、もう一方の免許・資格を取得する場合の要件が軽減されることで、幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能となる。また、幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現できる。

根拠法令等

・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項



- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条(保育教諭等の資格の特例)
- ・教育職員免許法附則第18項

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県

○当市では公立の幼保連携型認定こども園15園を運営しており、今回の経過措置の満了により、幼稚園教諭免許状及び保育士資格のいずれか一方しか取得していない職員の多くが保育士として配置できなくなる見込みである。該当者には数年前より、免許状等の取得を促してきたが、保育現場を離れ、自費で研修を受ける必要があることから免許状等の取得が進まず、特に60歳前後の会計年度任用職員の該当者は、まだ保育士として活躍できるにもかかわらず令和6年度末をもって退職を希望する見込みである。保育人材不足という課題に対し、元気な高齢者が社会を支えるという考えから高齢者等活用促進加算の仕組みがあるよう、先に挙げた該当者は保育現場での実績、経験が豊富で貴重な人材である。例えば勤務年数・時間が一定数以上を超過している保育士は、経過措置をさらに延長できる仕組み等について検討をお願いしたい。

○当市においても、幼保連携型認定こども園への移行希望施設から、一方のみの免許・資格のみを有する保育従事者についての相談を受ける事例が少数ながら存在する。

○既存施設のうち、今後認定こども園への移行を検討している施設もあると考えられるため、円滑な認定こども園移行を図るためにも、当該経過措置の延長が必要かと考えられる。

○本特例措置が解除される令和7年度以降は、幼保連携型認定こども園における職員の確保が困難になると想定される。また、職員が確保できないことにより、今後、幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となるほか、幼保連携型認定こども園から他の保育所等への移行が進む要因となる可能性がある。

#### 各府省からの第1次回答

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間(令和6年度末まで)としている、幼保連携型認定こども園の保育教諭に係る資格要件に係る特例措置については、全てのこどもの育ちを保障するため、施設類型を問わず、教育・保育の質の向上を図る必要があることも踏まえつつ、期間の延長も含め、必要な検討を進めてまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積基準緩和特例措置は、令和7年3月31日で期限を迎える。待機児童の状況を考慮せず、特例措置に期限が設けられているために、期限を迎えるまでに認可定員を減少させていく必要がある。

当市では令和3～4年度において2,348人の枠を整備したものの、令和4年4月1日現在で、保育所等に入所できなかった利用保留児童が2,089人(うち待機児童は4人)おり、また、令和4年4月1日現在で、本特例措置により、660人の児童が入所している。

仮に本特例措置が廃止されれば令和7年4月1日に59人の児童が途中退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。

(※)当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認した上で実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】

児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施

行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)

【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項、附則第2項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、横浜市、川崎市、長野県、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所の居室面積基準は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)において、児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準として「従うべき基準」とされている。

他方、居室面積について国基準を「標準」とする当該特例措置は全国的な待機児童対策のための例外的な措置として設けられたものであるが、令和5年4月1日時点において当該特例措置の適用対象となる自治体は制度創設時の35自治体から大幅に減少し僅か2自治体となっており、実際に特例を活用しているのは提案自治体のみであることから、全国的な待機児童対策の観点から当該特例措置の政策的目標は既に達成されたものと考えられる。

また、全国的な待機児童対策などに一定の成果が見られたことを踏まえ、子育て支援については、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移していくことが求められるが、提案自治体においては、特例措置の期限まで時間もある中、面積基準の緩和により保育の質を下げる特例措置の継続を続けるのではなく、保育の質を確保しながら、待機児童の解消ができるよう適切な対策を進めていくことが求められる。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

妊産婦健康診査の広域化

提案団体

今治市、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁

求める措置の具体的内容

①妊産婦健康診査受診票を全国共通で利用できるような整備を求める。  
②県外で受診した妊産婦健康診査の結果を居住地の自治体に情報共有できるよう整備を求める。  
例) 妊産婦健康検査は全国の自治体で14回以上助成が行われており、14回までの妊産婦健康診査受診票については、全国の医療機関にて利用できるよう整備いただきたい。(15回以上の助成を行う自治体においては15回以上の部分においては、これまでどおり償還払いにて対応など)

具体的な支障事例

妊産婦健康診査は、母子保健法第13条により勧奨となっているが、全国で実施されている。当市においては、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は2回分の受診票をあらかじめ交付することで、妊産婦の経済的負担を軽減している。しかしながら、本受診票は県内の医療機関でしか使用できず、里帰出産などで県外の医療機関を受診する場合は、償還払いとなるため、健診ごとに全額支払う必要があり経済的負担がかかる状況にある。また、領収書や明細書など償還払いに必要な提出書類をすべて揃える必要があり産後に償還払申請による負担がかかる現状である。また、償還払いの妊産婦検査結果については、当市に返送がないため、結果を知り得ることができない状況である。(健診の状況を把握できず妊娠中の行政支援を十分に行えない状況にある)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

妊産婦健康診査受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減に資する。また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、妊産婦における行政支援(相談等)を幅広く行うことが可能となる。

根拠法令等

母子保健法第13条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、盛岡市、白河市、千葉市、船橋市、浜松市、豊田市、大阪市、兵庫県、広島市、三原市、高松市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、鹿児島市

○当市においても県外での妊産婦健康診査について償還払いを実施しており、出産後に必要書類を揃えて手

続きに来所されるケースが令和4年度は 28 件であった。(同じ人が複数回に分けての申請をされているケースもあり)

夫が申請にこられるケースもあるが、臨月間近や出産直後の母親が申請に来られるケースもあり、申請による負担がかかっていると考えられる。

償還払いの妊産婦健康診査結果については、当市においては結果票を病院で記入してもらい持参頂くことで結果を把握している。

○当市も同様の考えであり、妊産婦健康健診受診票の広域利用を可能とすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減が図れることが期待できる。

また、検査結果の情報共有を可能にすることにより、支援が必要な対象者の早期発見・早期支援につなげることができる。

さらに、県外受診の還付等の事務が必要なくなり、事務の削減につながる。

○妊娠から出産後の健診として、妊婦健康診査、産婦健康診査と新生児聴覚検査の受診券を交付しているの  
で、新生児聴覚検査も追加した体制整備を求める。

○妊産婦健康診査受診票の広域利用のためには、各市町村の公費負担額を統一することが必要となるが、現在の公費負担額は地域によって金額差が大きく統一が困難であるため、妊産婦健康診査を保険適用にすることで、妊産婦の利便性向上及び経済的負担の軽減を図ることも必要だと考える。

○当県では全ての市町村で補助券方式を採用しており、県内の医療機関の妊婦健康診査の費用や公費負担の補助額に地域差がある。また、県内でも里帰り出産等で償還払いの対応になる場合もあり、受診券の統一化や、電子化による自治体同士、自治体と医療機関同士の情報共有ができることが望ましいと考える。

#### 各府省からの第1次回答

令和5年度の調査研究において、里帰り出産により居住していない自治体の医療機関において健診受診等を行う場合の課題等を把握する予定としているところである。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

87

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

業務管理体制の整備に関する届出事項の変更手続の見直しについて

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出双方の変更の届出内容が重複する場合には業務管理体制の整備に関する変更の届出を省略可とすること。

具体的な支障事例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)において、指定事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないこととされている。また、当該届出をした指定事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出をした厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に届け出なければならないこととされている。

一方で、指定障害福祉サービス事業者等の義務として、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を指定権者に届け出なければならないこととされている。そのため、双方の手続に共通する届出事項を変更する場合であっても、指定事業者としての変更の届出と、業務管理体制の整備としての届出の複数種類の変更の届出を行う必要があり、事務が煩雑となっていることから、事業者からの届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、自治体及び指定事業者双方に負担が生じている。

なお、業務管理体制の整備に関する届出について、本市では令和4年度 54 件の変更の届出を受理している。届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまで数日から数週間を費やすこととなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

自治体及び事業者双方の事務負担が減少する。

根拠法令等

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】  
(障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設)第 46 条第1項、第 51 条の2第3項  
(相談支援事業者)第 51 条の 25 第1項及び第3項、第 51 条の 31 第3項  
【児童福祉法】  
(障害児通所支援事業者)第 21 条の5の 20 第3項、第 21 条の5の 26 第3項  
(障害児相談支援事業者)第 24 条の 32 第1項、第 24 条の 38 第3項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、仙台市、郡山市、八王子市、川崎市、長野県、兵庫県、笠岡市、熊本市

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等について、指定事業者として定められた変更の届出と、業務管理体制の整備として定められた変更の届出について、双方、またはどちらを届け出る必要があるのかについて、事業者から届け出前の確認連絡、問い合わせが非常に多く大きな業務負担となっている。様式内容の説明や各種様式掲載サイトの御案内等に係る対応業務に加え、事務の煩雑さから事業者の届出漏れによる督促、記載誤りによる訂正指導等、本市及び指定事業者双方に負担が生じている。なお、届出の内容に不備を伴うことが多々あるため、その場合には事務が完了するまでに数週間を費やすこととなる。

○本市においては、年間 1000 件以上の変更届が提出されており、業務管理体制の整備に関する内容は、ほぼ変更届で網羅されているのが現状である。省略されれば自治体および事業所の事務負担が軽減される。

## 各府省からの第 1 次回答

指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事項の変更の届出及び業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出に関する自治体における運用状況等を踏まえ、必要な検討を行う。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

89

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができるよう、児童福祉法上の一時保護に係る権限等を地方公共団体の長から教育委員会へ委任可能とすること

## 提案団体

北区

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

## 求める措置の具体的内容

- ①児童福祉法に規定される、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る地方公共団体の長の権限を教育委員会に委任することができることとする規定を設けること。
- ②児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とする児童福祉法第12条の3第1項を改正し、教育委員会の補助職員についても配置可能とすること。

## 具体的な支障事例

当区では、平成28年度以降「子育て」と「教育」の両部門の連携を強化し、子ども、親、家庭、地域、学校への施策を、より効果的・効率的に展開するという目的のもと、児童福祉等に関する事務を所管する部署を教育委員会に設置している。

近年、児童虐待の件数は増加しており、家庭と地域、学校が連携をして、子どもたちの健やかな成長を見守る取り組みなど、子育てと教育の更なる連携が求められている。

一方で、児童相談所長及び所員は地方公共団体の長の補助機関である職員とすると定められ(児童福祉法第12条の3第1項)、また、立入調査(同法第29条)及び一時保護(同法第33条第2項)等に係る権限は地方公共団体の長の権限とされていることから、児童相談所を教育委員会が所管する機関として設置することができないものと解される。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童相談所への虐待通告など、児童虐待に関する情報は、子どもの日々の様子を把握することのできる学校や保育所、児童館からの情報提供も多く、これらの施設との連携が重要になる。当区では、「子育て」と「教育」について一体的に取り組むといった観点から、これらの施設がすべて教育委員会に属しており、児童相談所が教育委員会に設置されることで、迅速な対応が可能となり、子どもの安全性を高めることが出来る。

また、一時保護された子どもにおいては、様々な理由から学校への通学が困難な子どもがいる。そのような子どもに対し、児童相談所の学習指導員と同施設内にある教育総合相談センターの教育相談員が相互に連携し、子どもの学習を支えることで、一時保護された子どもに対しての学びや育ちを保証することが出来るようになり、学校へ復帰できた際にも、学習に関して不安を抱えることなく通学することが出来るようになる。また、児童相談所が教育委員会に設置されることで、学校と児童相談所における通学後の情報共有についてもスムーズに進めることが出来る。

他にも、子どもたちの個人情報を同一の執行機関で管理することが可能となり、個人情報のより適切な管理も可能となる。



## 根拠法令等

児童福祉法第 12 条の3第1項  
児童福祉法第 29 条  
児童福祉法第 33 条第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽後町、横浜市、長野県

-

## 各府省からの第1次回答

児童福祉法第 33 条に規定する児童相談所長による一時保護の権限や同法第 29 条に規定する都道府県知事等による立入調査の権限は、強制力を伴い、また、その判断の誤りによっては児童の生命や身体に重大な危険が及ぶものであり、所員に関する規定（同法第 12 条の3）等により専門性が担保されている児童相談所が行う必要があると考えている。こうした所員の専門性の担保なく、教育委員会に対する委任規定を設けることは困難である。

また、児童相談所については、上記のとおり強制力を伴うといった性質も有する業務の適切な処理を厳に図るため、所長については地方公共団体を代表・統括する立場である都道府県知事に、所員については所長に、それぞれ監督を受けるものとされており、都道府県知事とは位置づけや所掌が異なる教育委員会の補助職員を配置することは課題が大きいと考える。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域型保育給付費等の支出に係るルールの明確化

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるよう、地域型保育等に要する費用に支出するというルールを明確化することを求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

地域型保育給付費等について、子ども子育て支援法第29条第1項および第27条第1項では「特定地域型保育等に要した費用について、地域型保育給付費等を支給する」と規定されているが、認可保育所委託費と異なり、地域型保育給付費については用途制限がなく、また保育に要した費用に地域型給付費等を支出するという規定もない。一方で、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成27年12月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」にも「同法第29条第1項に規定する地域型保育給付や同法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付については、その用途について制限を設けていないなど、施設・事業類型の違いに留意しながら指導監査を行うこと。」とある。

## 【支障事例】

地域型保育事業の指導監査において計算書類を確認する中で、保育に要した費用に地域型保育給付費を支出する事業者がほとんどであるが、一方で、給付費に用途制限がないために保育に関係ないと思われるものへの支出(高級外国車やリゾート会員権の購入、ゴルフ代の交際費計上)や本部への多額の繰り入れを行うなど不適切な会計処理と思われる事例が確認されている。このような会計処理を行う事業者に対して、保育に要した費用に充てるよう法的根拠に基づいた指導を行うことができない。

## 【制度改正の必要性】

給付費は、公費であるという性格上、保育に要した費用に使用されるべきものであり、園の運営のために適正に支出するよう周知しているが、保育にまったく関係ないものへの支出や本部への多額の繰り入れを制限するルールや、保育に要した費用に支出することを明文化したものがいないため、保育士給与アップや安全面の向上につながりにくいと考えられる。公費の透明性の確保の観点からも、保育に要した費用に支出されていることが確認できる仕組みが講じられるべきである。幼保連携型認定こども園等についても同様と考えられる。

## 【支障の解決】

保育に要した費用に使用されていることを市町村が確認、指導を行うことで、人件費や施設の維持管理に充てるなど、給付費の適正な執行につながり、支障が解決すると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域型保育給付費等について、地域型保育等に要した費用に支出するルールを明確にし、市町村が確認・指導できるようになることで、給付費が保育士の給与や施設運営における安全面の向上に充てられるようになり、

給付費の適正な執行と住民サービスの向上につながる。

#### 根拠法令等

児童福祉法、子ども・子育て支援法、令和3年10月1日自治体向けFAQ【第19.1版】

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、大阪市、熊本市

○当市において必要性等の具体的事実は確認できていないが、給付費の適正化に寄与することが期待できる。その場合、市町村が確認、指導を行うための体制の整備も検討すべき課題である。

#### 各府省からの第1次回答

地域型保育給付費や施設型給付費は、個人給付の法定代理受領である法的性格上、用途制限が設けられていないため、対応が困難である。  
ただし、処遇改善等加算では、加算額を確実に職員の賃金改善に充てるため、全額を人件費に充てることを要件とするなど、各種加算については、用途の適正を図る仕組みとしている。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援事務(教育・保育等の給付)におけるマイナンバーによる税情報連携項目の追加

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定、施設等利用給付認定に関する事務手続において、対象児童の父母及び扶養義務者の住民税課税情報のうち、地方税情報の「本人該当区分:同一生計配偶者」について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。

具体的な支障事例

保育料の決定(教育・保育給付認定、施設等利用給付認定)に関する事務手続において、対象者の住民税課税情報をマイナンバーによる情報連携を行う際、現行のデータ標準レイアウトでは、「本人該当区分:同一生計配偶者」が取得できない。

市民税のかからない被扶養者は税の申告義務がなく、マイナンバー連携では連携項目が限られるため必要な情報が得られない。そのため、申告義務がないにもかかわらず、算定のため、被扶養者には、税申告や紙の課税証明書の提出を行ってもらう必要がある。算定のため課税証明書の提出がされない場合、技術的助言(自治体向けFAQ)のとおりいったん利用料を最高階層とするが、住民はマイナンバーの提出で税情報を提供している認識であり、住民の理解を得られない。

被扶養者のうち同一生計配偶者であれば、所得割非課税(収入100万円まで)もしくは収入100~103万円に該当する所得割課税額であると推定することができ、より実態に近い階層区分で利用料を決定することができる。(※技術的助言(自治体向けFAQ)では、推計による保育料決定が認められている)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民にとっては税申告の手間や紙資料の提出などがなくなり住民のサービスが向上するとともに、保育料が最高階層にならず経済的な負担がなくなる。

また、市町村にとっては手続きの簡略化、事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号、別表第2の116

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2の2

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条~第30条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、沼津市、小牧市、草津市、大阪市、枚方市、熊本市、鹿児島市

- 当市ではマイナンバーによる情報連携が必要となるケース(保育料算定年度、市外に居住している場合)は、必ず保護者に課税証明書の提出を求めている。
- 当市でも同様の事例があり、保護者に対し、税申告や課税証明を依頼し、保護者の負担となっている。
- 同一生計配偶者の欄がないため、課税証明書等の添付書類が必要になってしまう。
- 近年、各種福祉、子育て、就学関連の施策において、一般的な所得証明書の記載事項を超える該当要件(課税標準、税額控除等の額、本人該当区分など)を用いる事案が増えているが、本件に限らず、情報連携ができないケースにあつては、引き続き所得証明書の提出が求められるため、記載事項の追加依頼などの対応に苦慮している。また、本来、市町村の事務でこうした項目を必要とする場合は、申請者に証明書提出の負担を求める手法ではなく、本提案のとおり、本人の同意(マイナンバーの提出等)に基づき、事務の所管部局が情報連携により必要な調査を行うことが妥当であると思料することから、提案事項に賛同する。
- マイナンバー照会をしても照会結果が不明のため、保護者に課税証明書の提出を求めたり、他自治体に問い合わせをしたりと、保護者にとっても自治体にとっても事務処理の負担や経費の負担が大きくなっている。

## 各府省からの第1次回答

地方税関係情報に係る情報連携については、連携する情報に関して、全国統一で当該情報を必要とする明確な根拠が必要とされており、かつ、当該情報連携により必要な情報を得られることが明白である必要がある。「同一生計配偶者」については、地方税情報上本人該当区分が同一生計配偶者に該当したとしても、当該事由をもって税の未申告者ではなく市町村民税非課税者であることは確定できないため、「同一生計配偶者」は、未申告者か市町村民税非課税者かの判別のために必要な情報が得られるとは限らず、全国統一で必要な情報が特定できないため、連携項目として設定することは困難である。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

## 提案事項(事項名)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除

## 提案団体

浜松市

## 制度の所管・関係府省

こども家庭庁

## 求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。

## 具体的な支障事例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成及び審査の簡素化による事業者及び市町村の事務負担の軽減が図られる。

## 根拠法令等

子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第43条第1項、第44条、第47条第1項

子ども・子育て支援法施行規則第29条、第31条、第33条第1項、第39条、第40条、第41条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市、鹿児島市

- 他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。
- 当市でも審査の際に再度の確認が必要となっており、負担が生じている。
- 記載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所については、事務の簡素化を図った方がよいと考える。

## 各府省からの第1次回答

御指摘のとおり「代表者の生年月日、住所及び職名」に変更が生じた場合、特定教育・保育施設の設置者は市

町村長に変更の届出を行うこととされているが、特定教育・保育施設等の定員増加は、単なる届出事項の変更ではなく自治体の作成する子ども・子育て支援事業支援計画の実施状況や他の施設の認可等にも影響を与えるものであることから、定員増加の際には、市町村長は広域自治体であり認可権者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届け出なければならないこととされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらふ必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## こども家庭庁 第1次回答

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

### 提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

### 提案団体

浜松市

### 制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

### 求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

### 具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

### 根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、島根県、熊本市、鹿児島市

○当該基準省令第6条第7項は「満三歳以上」等の規定があるところ、基準日が満年齢となると日々必要な園庭面積が変動することとなり、円滑な面積基準の認定の支障となる。

### 各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。  
いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知し



ている。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

113

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。

具体的な支障事例

認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

書面交付の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第59条の2の4  
児童福祉法施行規則第49条の6第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市、鹿児島市

- 他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。
- 管理者の住所が利用者に直接関係することは通常ではほとんどない。管理者と連絡が取れない場合でも設置者を介して連絡を取ることは可能。
- 管理者の住所の記載について個人情報の観点から記載したくないと相談があります。

各府省からの第1次回答

児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則第49条の6の規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督強化の一環として、利用者への情報提供の強化のために設けられたものである。

そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態を踏まえる等、慎重な検討が必要である。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項  
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、長野県、沼津市、大阪市、大村市、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。  
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

125

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員の増加申請における代表者の生年月日等の記載事項の削除

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の利用定員を増加しようとする際の申請に係る記載事項から「代表者の生年月日、住所及び職名」を削除すること。

具体的な支障事例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が利用定員を増加しようとする際の申請においては、「代表者の生年月日、住所及び職名」の記載が求められている。しかし、これらの項目については、当初の確認申請時及び当該項目に変更が生じた際の変更届において既に市町村に届出がなされている事項であり、内容が重複しているにもかかわらず、記載が定められていることから市町村において再度の確認が必要となるなど、余分な負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類作成及び審査の簡素化による事業者及び市町村の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条第1項、第35条第1項、第43条第1項、第44条、第47条第1項

子ども・子育て支援法施行規則第29条、第31条、第33条第1項、第39条、第40条、第41条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。  
○記載内容の確認事項が多い書類であるため、施設、自治体共に負担が多い。重複している箇所については、事務の簡素化が図った方がよいと考える。

各府省からの第1次回答

御指摘のとおり「代表者の生年月日、住所及び職名」に変更が生じた場合、特定教育・保育施設の設置者は市町村長に変更の届出を行うこととされているが、特定教育・保育施設等の定員増加は、単なる届出事項の変更

ではなく自治体の作成する子ども・子育て支援事業支援計画の実施状況や他の施設の認可等にも影響を与えるものであることから、定員増加の際には、市町村長は広域自治体であり認可権者である都道府県知事に対し、当該施設等の代表者に係る情報を含め、必要事項を届け出なければならないこととされており、届出事項の内容は最新の状況を反映したものであることが必要であることから改めて届け出てもらふ必要があり、またその内容に誤りがあることはあってはならないため、既に届出がされている内容と突合し、その内容に誤りがないかを確認する必要があるものと考えている。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

126

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園における園庭の面積基準に係る園児の年齢基準日の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の設備基準における園庭の面積基準について、園児の年齢基準日を年度初日の前日とし、その旨の明確化を求める。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第6条第7項で定められている園庭の面積基準について、年齢基準日が「年度初日の前日(いわゆる学年)」であるのか「誕生日(いわゆる満年齢)」であるのか明確になっていない。当該基準日が満年齢である場合、日々必要な園庭面積が変動することとなり、施設や市区町村における管理が煩雑となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

園庭の面積基準の管理の効率化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第2項  
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号、第6条第7項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所等における屋外遊戯場・園庭の面積基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日とすることが基本となると考えている。これは、平成29年の地方分権改革に関する提案に対する回答において、保育士の人員配置基準についてお示したところと同趣旨によるものである。

いずれにしても、各自治体において適切に御対応され、必要があれば個別に疑義照会をいただくものと承知している。



# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

127

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

認可外保育施設が利用者へ交付する書面における管理者の住所の記載の削除

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

認可外保育施設において、施設設置者が利用者に対して交付する書面の記載事項から、管理者の住所を削除することを求める。

具体的な支障事例

認可外保育施設において、利用者に対して書面を交付することについては、児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則(以下「省令」という。)第49条の6において定められている。このうち、省令第49条の6第2号において、管理者の住所の記載が定められているが、当市ではこれまでに利用者が管理者の住所を利用した例もなく、利用者にとっても特段必要な情報ではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

書面交付の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第59条の2の4  
児童福祉法施行規則第49条の6第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

○他手続きと重複する内容であり、事業者負担軽減のため、改善が必要と思われる。  
○管理者の住所の記載について個人情報の観点から記載したくないと相談があります。

各府省からの第1次回答

児童福祉法第59条の2の4及び児童福祉法施行規則第49条の6の規定については、都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督強化の一環として、利用者への情報提供の強化のために設けられたものである。そのため、その項目を削除するに当たっては、全国の自治体の実態を踏まえる等、慎重な検討が必要である。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

128

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業の開始に係る提出書類のうち収支予算書等の提出を不要とすること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業を開始する際の届出において児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項において提出が義務付けられている収支予算書、事業計画書及び定款について、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されている場合は、提出を不要とすること。

具体的な支障事例

一時預かり事業の特性として、認定こども園、保育所等において通常の保育サービスと一体的に運営されていることがほとんどであり、それに付随した事業である一時預かり事業のみの収支予算を確認する必要性がない。また、事業計画書については事業規模の大きい認定こども園や保育所の認可申請の際にも提出を求めているため、一時預かり事業においても同様に提出は必要ないと考える。加えて、定款についても、認定こども園、保育所等が子ども・子育て支援法に基づき確認を受ける特定教育・保育施設等として既に提出されているものであることから、事業者にとっても自治体にとっても重複する事務が負担となっている。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提出書類の簡素化による事業者及び指定都市等の事務負担の軽減が図られる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12第1項  
児童福祉法施行規則第36条の33各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、長野県、大阪市、熊本市

-

各府省からの第1次回答

保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育と、児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業は、別の事業である。また、特定教育・保育に要した経費は施設型給付費により支給され、一時預かり事業に要した経費は子ども・子育て支援交付金により支弁されるように、財政上の措置も異なる。児童福祉法施行規則第36条の33第1項及び第2項では、一時預かり事業について届出を行うべき事項を定

めており、上記のとおり、保育所、認定こども園等において行う特定教育・保育とは事業及び財政上の措置が別であることから、収支予算書、事業計画書及び定款について提出を不要とすることは困難である。  
なお、児童福祉法施行規則第36条の33第2項に規定のとおり、都道府県知事がインターネットを利用して内容を閲覧することが出来る場合は、収支予算書及び事業計画書の提出は不要とされている。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

131

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

育児休業給付金の支給延長に係る受給資格確認手続きの見直し

提案団体

指定都市市長会、大治町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「保育所入所保留通知書」の取得といった育児休業給付の支給延長に係る受給資格確認手続きを見直し、入所意思がない者からの保育所等の入所申込みに対する入所選考等の事務負担が市町村に生じないようにすること。

(例)

- ・延長制度を撤廃し、子が2歳に達するまでの間、支給可能とする
- ・支給延長の申込みを受けたハローワークが、保育所等の利用状況を市町村に照会する
- ・「保育所等を利用していない旨の証明」を以て、支給期間を延長する
- ・申請を電子化し、保育及び支給延長の申請状況を連携させる 等

具体的な支障事例

現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

保育所等の入所申込みの相談・受付を行う窓口、「確実に保留になるためにはどのようにすればよいのか」という相談があった場合、入所意思のない者に対して制度の説明を含めて一から案内することになり、窓口対応に30分～1時間程度の時間が割かれるほか、保護者の意に反して入所内定となった場合は苦情も多く、その対応に時間を要している。そのため、真に保育所の利用を必要とする保護者の相談・受付や、保留者へのフォローアップなど、寄り添った対応をするための時間の確保を難しくしている。

また、保護者にとっても、入所意思がないにもかかわらず、育児休業手当金のために入所申込みを行うことは負担である。

さらに、育児休業給付の延長を希望する入所意思のない方が保育所に内定した場合、辞退されることが多く、真に保育所への入所を希望する方が入所できないケースがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村の事務負担が軽減されるほか、真に保育所への入所を希望する者に対する不合理な内定保留の減少や制度の利便性の向上が期待できる。

根拠法令等

雇用保険法第61条の7第1項

雇用保険法施行規則第101条の25第1号

「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)「育児休業給付の内容と支給申請手続」(厚生労働省都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク))

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、越谷市、千葉市、荒川区、相模原市、新潟市、長野県、浜松市、小牧市、草津市、守口市、熊本市

○現制度では、子が1歳になった後は、保育所における保育の実施を希望し申込みを行っているが当面保育が行われない場合に、最大2歳の誕生日の前々日まで支給が延長されるようになっており、子が1歳になってからもしばらく自ら育児を行いたい保護者は、給付金や休業延長のために「保育所入所保留通知書」を取得する必要があり、保育所等の入所申込みをしている。

当区では、こういった育児休業の延長等のために入所を希望しないにも関わらず、入所申込みを行う事例が年々増加しており、令和5年4月入所においては、申込件数の1割を超えている状況である。

保護者にとって入所が前提ではない申込みを行うことは負担であり、区としても入所が前提でない申込みについて、入園相談・窓口対応・審査に係る事務を行うことが大きな事務負担となっている。

○当市においても、育児休業延長(保留狙い)のための保育所申込みは一定数あり、それに係る窓口業務及び利用調整事務の負担、実際の保育需要との乖離等があるなど、同様の支障事例が生じている。

○入所申込を行っていない(忘れていた)者から、育児休業延長のために保留通知の交付を求められることがある。しかし、入所申込があっていないため、入所保留通知は交付できない旨を伝えると逆ギレされる等の不要なトラブルに巻き込まれ、対応に時間を割かれるケースがある。

○当市では育児休業の延長等を目的に、施設等を利用しないことが前提の利用申し込みは受け付けないこととしているが、トラブル回避のため、申請書に「育児休業の延長も可能であるため、利用調整の際に先行優先順位を自分より低い人に譲っても構わない」といったチェック項目により、実質的に育休延長希望者を把握し、積極的に入所調整を行わないこととしている。結果、育児休業延長等を目的とした申請も受け付けざるを得ない状況である。入所不可の決定については審査基準に則り慎重に決定されるべきものであるため、受理から決定、通知に至るまで多くの事務行程を含む。入所意思のない申請についても同様の事務作業を要するため、本来必要のない事務負担が生じている。また、保護者の理解不足により、入所申請をせず、不可決定が無い場合給付が受けられない等のクレームを受けることもあり、対応に苦慮している。

○当市(人口約30万人)においても、育児休業延長希望者への対応に非常に苦慮している。保留通知に加えて、「保育施設に入所できていない状況の証明」を毎月のように求める保護者が多数おり、年間800件以上の証明書を発行している。

育児休業を取得することを保護者に後ろめたく感じさせるなど、少子化対策・子育て支援の足かせとなっている。

#### 各府省からの第1次回答

育児休業・給付は、原則として、子が1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合等には例外的に最長2歳に達するまで延長することを可能としている。育児休業・給付の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、こうした育児休業・給付の制度の適切な運用を図る観点から、平成30年の地方分権改革に関する提案募集での議論を踏まえ、「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫について」(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)にて保育所等の利用調整を行う際の工夫及び入所保留通知書の作成に当たっての留意事項を既にお示している。具体的には、申込者が「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」と考えている場合には利用調整に当たっての調整指数を減点することが考えられることなどをお示しているところであり、当該事務連絡を踏まえ市町村において工夫等を行っていただきたいと考えている。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

132

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年における見直し基準の緩和

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

待機児童を巡る状況に変化が生じていることなどを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、量の見込みと10%以上乖離している場合には、原則として見直しが必要」とされているところを、例外事由として、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための適切な対策を講じている場合には、市町村の判断により見直しは行わない」ことを加え、市町村が見直しの要否を判断できることを明らかにすること。

具体的な支障事例

市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)は、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)に基づいて策定が義務付けられており、また、基本指針において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、(中略)計画の見直しが必要となる。」とされている。さらに、事務連絡において、計画の中間年における見直しの考え方として、見直し前年度の4月1日時点での実績値(幼稚園及び保育園等の入園児童数)と教育・保育の量の見込み(幼稚園及び保育園等の必要利用定員総数)が10%以上乖離している場合は、「原則として見直しが必要」とされ、その際、延長保育や放課後児童クラブ事業等の地域子ども・子育て支援事業についても、必要に応じて見直しを行うこととされている。こうした手続が定められているのは、全国的に待機児童の増加への的確な対応が大きな社会問題となる中、市町村における教育・保育の受け皿の整備とともに、教育・保育の提供体制の確保について、国による適切な指導が求められるという時代背景があったものと考えられる。ところで、本市における教育・保育に係る施設整備等については、今では、毎年、地区ごとに需要推計を行い、計画的に確保するようにしており、また、地域子ども・子育て支援事業については、毎年、利用実績に応じた定員調整等を行い、延長保育や放課後児童クラブ等の必要量を確保するようにしてきているところである。このような状況の下で、第1期計画(平成27年度～平成31年度)については、実績値と教育・保育の量の見込みが10%以上乖離したため、計画の見直しを行ったところであるが、見直しの2年後には次期計画を策定する必要があったことから、審議会開催に係る業務を短期間のうちに2度も強いられることとなった。法の施行から8年が経過し、施設整備等に係る状況も大きく変化しており、実態に即した対策を講じる体制が整っている本市においては、今後も、これまでと同様の基準により計画の見直しを求められるとすると、単に過剰な事務負担を強いられるだけのことになる。以上のことから、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、必ずしも中間年の見直しを行う必要はないとされた第2期計画(令和2年度～令和6年度)の対応と同様に、弾力的な運用を可能とすべきと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画の見直しに伴う市町村の負担が軽減されることで、子ども・子育て支援のより一層の推進に注力できる。

## 根拠法令等

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年内閣府告示第27号)

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について(作業の手引きの送付)」(平成29年1月27日内閣府通知)

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、茨城県、千葉市、横浜市、相模原市、海老名市、長野県、浜松市、草津市、熊本市

○自治体ごとの実情やマンパワー等、個々の課題が異なることや、時代背景等の変化も踏まえて、基準の緩和や弾力的な緩和を可能としていただきたい。

また、計画見直しの要否や範囲についても、各自治体の自主判断に委ねていただきたい。

## 各府省からの第1次回答

「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日内閣府事務連絡)において、

・「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、市町村計画における「量の見込み」(必要利用定員総数)と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、」としているが、

・その上で、「形式的には上記の場合に該当するものの、既に計画を見直している場合や、該当しなくとも将来的に乖離を生じうる潜在的な要因を持つ場合などもあるため、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討いただきたい。」

としています。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に進めていただくため、策定をお願いしているものであり、各市町村において、この趣旨を踏まえ、それぞれの事情を考慮し検討した結果、見直しが不要と判断される場合は、見直しは不要としていただいてもかまいません。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員の選任要件の緩和等

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員を選任するに当たり、在住者だけではなく在勤者も委嘱できるようにするなど、今後の本制度の持続可能性を高める観点から、担い手不足の解消を図るための制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

民生委員推薦会が民生委員を推薦するに当たっては、民生委員法第6条第1項により「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」から推薦することとされていることから、当該推薦候補者は当該市町村内に一定期間在住している必要がある。

【支障事例】

当区においては、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的には就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足し、欠員が増加している。また、推薦母体である町会・自治会への加入率は低く、適任者を見つけることができない状況が続いている。加えて、主に都心区などでは昼間人口と夜間人口の差が激しく、また、再開発が急激に進む中、町会・自治会自体を組織していない地域や、民生委員・児童委員の必要性を認識していないケースなどもあり、民生委員・児童委員の担い手を確保することがますます困難になっている。

【支障の解決策】

民生委員・児童委員の欠員が続くことは、区民サービスの低下を招くことに加え、欠員地区をカバーする隣接地区の民生委員・児童委員や当該地区の民生委員・児童委員事務局(主に地方公共団体)の負担の増加につながるなど、地域福祉推進の妨げとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

企業の社会貢献活動として地域参加を掲げている事業者もいることなどから、選任要件を緩和し、在勤者の委嘱も可能とすることにより、担い手不足解消の一助となることが期待できる。また、欠員が解消することで民生委員・児童委員や地方公共団体の負担の軽減につながるとともに、区民サービスの向上につながることを期待できる。

根拠法令等

民生委員法第6条第1項、児童福祉法第16条第2項



## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

高崎市、藤岡市、浜松市、半田市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、兵庫県、笠岡市、広島市、高知県、熊本市、沖縄県

○民生委員は、自治会から候補者を推薦してもらっているが、自治会加入率は年々低下していることや、地域コミュニティの衰退、コミュニティ活動に対する住民意識の低下により、自治会が候補者を探すのは容易ではない。在勤者を対象にすることで、民生委員候補者の母数を増加させるとともに、地元企業を対象に推薦依頼を行うことによって、欠員を解消する可能性が高まることが期待される。

○欠員地域には、隣接する他の地域の民生委員・児童委員にカバーしてもらっている。

○当市においても、再開発が進む地域では自治会活動が弱まり、民生委員の欠員が50%を上回る地域がある。担い手の確保には、選任要件の緩和と併せて、証明事務など民生委員業務の見直しによる負担軽減も重要。

○当市においても、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避等から、民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっている。

については、民生委員・児童委員の担い手不足について、国が全国的な対応策や方針を示していただくことが必要であると考えます。

## 各府省からの第1次回答

民生委員法においては、民生委員の推薦を受ける者について、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者」と規定されている。

これは、民生委員は市町村の区域を単位としてその職務を行うことから、その地域に相当期間居住して、地域住民の生活の実情に通じている者が選任されるよう、必要な要件としているものであり、見直しには慎重な検討が必要である。

なお、仮に見直しに係る検討を行う場合でも、関係団体の意見等も踏まえることが必要である。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

課税情報を虐待リスクのデータ分析に活用できるようにすること

提案団体

広島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

求める措置の具体的内容

地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において、本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。

具体的な支障事例

当県では、令和元年度から、こどもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクからこどもたちを守り、こどもたちが心身ともに健やかに育つことを目的として、AIを活用したリスク予測などを参考に予防的な支援を継続的に行う仕組みを構築する「こどもの予防的支援構築事業」を県内のモデル市町と進めてきたところである。令和4年度については、デジタル庁の「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」の採択も受け、潜在的に支援が必要なこどもや家庭の早期発見、予防的な支援につなげる際の課題等の検証にも参加している。

本事業に係る課題として、税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、より詳細なリスク分析のために課税情報を活用したいが、地方税法で守秘義務の解除が厳しく制限されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童の福祉のために課税情報が使用可能となることで、児童虐待などのリスク予測について、課税情報も踏まえた詳細な分析が可能となり、生活保護や児童扶養手当など、すでに経済的支援を受けている家庭だけでなく、今後経済的困窮に陥る可能性のある家庭の早期把握につながると考えている。

根拠法令等

地方税法第22条、児童福祉法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、茨城県、長野県、京都府、笠岡市、高知県

○令和6年度から施行される改正児童福祉法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化など、市町村における取組が拡充されたところである。第一義的な児童家庭相談窓口となっている市町村においては、児

児童虐待のみならず、ヤングケアラーや子育てに困難を抱える世帯の早期発見・把握は重要であることからデータ関係は有用であると考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

地方税に関する情報に対し、地方税法により課せられている守秘義務は、税務行政に対する信頼性を担保するにあたり極めて重要なものであり、当該情報の提供・利用について法令で規定されていることが必要であり、当該情報の利用が真に必要であると認められる場合を除き、解除することが許されない。

本提案で求められているように、児童虐待のリスクの有無が定かでない者やリスクが低い者を含むあらゆる子どもや家庭を対象として、児童虐待リスクを判定するための材料の一つとして地方税に関する情報を利用することは、上記のような守秘義務を解除する要件を十分に満たしているとは認めがたいと考える。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

149

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員の証明及び生活福祉資金貸付に係る民生委員意見書の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。

また、生活福祉資金貸付について、全く面識の無い住民の意見書を作成することは困難であるため、当該手続きの廃止を求める。

具体的な支障事例

法令や通知等で民生委員の証明を必要とする書類は多くあり、特に児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務については、全く面識のない住民からの依頼も多く、事実確認が困難である。金銭の受給に関わることでもあるため、証明できないことで民生委員がトラブルに巻き込まれるケースもあり、民生委員の心理的な負担が増している。

また、社会福祉協議会の事業である生活福祉資金貸付についても、貸付にあたり民生委員の意見書が必要となっているが、同様に生活実態のわからない住民についての意見書作成は困難である。

民生委員は証明事務以外にも、高齢者の増加に伴う高齢者のひきこもり防止や介護予防、ヤングケアラーやひきこもり問題など、地域の福祉課題の多様化・複雑化により、社会的孤立の防止、行政や専門機関へのつなぎ役としての民生委員への期待と役割は増大している。こういった福祉課題への対応に民生委員の活動は増加しており、事務負担が大きくなっている。

こうした中、民生委員の欠員率は近年増加傾向にあり、なり手確保が喫緊の課題である中、これら証明事務については早急に見直すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

民生委員の証明事務を廃止することで、民生委員の心理的負担のみならず事務負担も軽減し、ひいては民生委員のなり手確保にも資すると考える。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第1条

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第1条

児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)

生活福祉資金貸付制度要綱第16条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、盛岡市、仙台市、白河市、ひたちなか市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、横浜市、川崎市、相模原市、石川県、長野県、浜松市、名古屋市、半田市、京都府、大阪府、堺市、寝屋川市、羽曳野市、豊岡市、笠岡市、広島市、高松市、大村市、熊本市、宮崎県、沖縄県

○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。

○当市においても、面識のない家庭に対する証明や、家庭の状況が多様化、複雑化している中で、民生委員が確認できることに限界があることについては日々の業務の中で多々実感している。また、民生委員からも心理的負担や民生委員が証明を行うことに対する疑問の声もあがっている。一方で、公簿上では確認できない本人の申立てにより認定の可否を判断する事例では、第三者の目が入ることで不正受給が一定数防げるという面、また孤立化している家庭への見守りという面で民生委員の協力が重要となるケースも存在する。もし民生委員からの証明を廃止するとすれば、本人からの申立てによる申請要件がある以上、それに代わる確認方法が必要であると考えられる。

○児童扶養手当の受給資格認定に係る証明事務においては、依頼の際に、面識のない住民の事情説明などに時間を要したり、事実確認が難航したりと、実務上、当課の事務処理がスムーズに行えていないこともある。また、当該手続きの廃止を実施することで、民生委員の負担も住民の負担も軽減することに繋がる。

○民生委員から、他住民の利益に関する証明をすることは精神的負担が大きいとの意見があり、証明事務の負担が軽くなることで民生委員のなり手不足解消にも繋がる。

○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。証明事務が廃止されれば、民生委員の負担軽減となる。

○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。

○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。

○提案に条件を付せば実現してよい。生活福祉資金貸付は、民生委員が始めた「世帯更生運動」を機に、都道府県社会福祉協議会を事業実施主体とし、市町村社協及び民生委員の協力体制のもと創設された制度。民生委員意見書の取扱いについては、関係機関との慎重な検討を行うべきである。

## 各府省からの第1次回答

（求める措置の具体的内容の上段について）

民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条においては、「住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと」が民生委員の職務として規定されており、児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受給しようとする者について、その生活実態を把握することは法令上に定められた民生委員の職務の範囲内のものであり、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に当たって民生委員の証明書を求めることは妥当な運用であると考えている。

その上で、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について」（昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。

（求める措置の具体的内容の下段について）

生活福祉資金貸付制度は、戦後の民生委員による、防貧と低所得世帯の自立更生を促進する世帯更生運動が基となりできた制度である。このため、当制度においては、民生委員は、民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとなっている（生活福祉資金貸付制度要綱）。また、本制度は、単に貸付のみを行なうのではなく、相談支援を合わせて行なうことで、借受人の経済的自立や生活意欲の助長促進等を図るものであり、民生委員による地域住民への相談対応等の支援から、本制度の利用へとつながることも期待をしている。このような背景、理念及び目的から、本制度の貸付における民生委員の意見書を廃止することについては、民生委員の意見等を十分に踏まえた上で、その他の負担軽減の方策を含めた慎重な検討が必要。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当関係書類における公印の廃止

提案団体

大治町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

児童扶養手当関係書類のうち、児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届、児童扶養手当現況届について公印廃止を求める。

具体的な支障事例

特に現況届においては、件数が多いため公印を押すためにかなりの時間を費やしている。  
左記で挙げた関係書類の年間件数は、  
・児童扶養手当認定請求書は約 60 件  
・児童扶養手当所得状況届は約 10 件  
・児童扶養手当現況届は約 300 件  
特に、現況届については時期が集中しており負担となっている。提出期間は8月に1か月間であり、8月に提出された現況届を9月 10 日前後に県に提出しなければならない。全て公印押印が必要とされるほか、記載ミスは全て公印での訂正印も求められている。  
県福祉センターにも問い合わせたものの「児童扶養手当施行規則で様式に『印』があるということは、規則で決まっているということなので、公印は押してもらわなければならない。現況届は様式に『印』がないので省略可能であり、公印がなくても違反ではないが、当県では押印を全市町村にお願いしているため、大治町にも押印をして提出してもらいたい」と回答があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務負担の軽減となり、業務の効率化及び住民サービスの向上につながる。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市、柏市、横浜市、長野県、京都府、奈良県、高知県、熊本市

-

## 各府省からの第1次回答

児童扶養手当認定請求書、児童扶養手当所得状況届については、令和5年度中に児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）を改正し、公印の押印を不要とする。  
なお、児童扶養手当現況届については、公印の押印を求めているが、その旨周知する等の対応を検討してまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

157

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

地域子育て支援拠点事業の実施施設及び実施方法の要件緩和

提案団体

高知県、宮城県、広島県、香川県、須崎市、土佐清水市、大豊町、土佐町、大川村、日高村、大月町

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づく「連携型」の地域子育て支援拠点事業に関して、実施場所については、比較的子育て家庭が多く集まる図書館や公民館、当県が独自に設置している小規模多機能支援拠点等、市町村の裁量により、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所を選択することも可能とすることを求める。また、実施方法については、近隣の児童福祉施設等や市町村の担当課の職員など、連携施設以外の施設に勤務する職員による幅広いバックアップ体制を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

連携型の地域子育て支援拠点事業に関しては、地域子育て支援拠点実施要綱において、実施場所については、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設であること、実施方法については、連携施設に勤務する職員によるバックアップ体制があることが、それぞれ要件として定められている。

しかしながら、当県は年間の出生数が20人未満の小規模自治体が4割以上もあり、平均の延べ利用者数が5人未満の市町村が7市町村あるなど利用者が少ない拠点も多く、また、小規模自治体の中には、そもそも児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設を持たないところもある。このため、特に小規模自治体においては、地域子育て支援拠点事業の実施を断念せざるを得ない現状がある。

また、バックアップ体制については、近隣の児童福祉施設等の職員や市町村の担当課の職員からのバックアップが可能か、実施要綱から読み取ることが困難であると感じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状、事業実施を断念している市町村においても、地域子ども・子育て支援拠点の設置・活用が可能となり、子育て支援の充実に資することができる。

根拠法令等

地域子育て支援拠点実施要綱(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、茨城県、新潟市、長野県、大阪府、兵庫県、広島市

○連携施設の選択肢が広がることで、多様な形でのサービス提供が可能となるため、必要な改正だと考える。



## 各府省からの第1次回答

地域子育て支援拠点事業の連携型については、効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう、児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設(連携施設)において、当該施設に勤務している職員等のバックアップを受けることで、一般型で求めている、子育ての知識と経験を有する専任の者「2名以上」との配置要件を「1名以上」に緩和しているものであり、事業の適正な実施の観点から更なる要件緩和は困難である。

一方で、今般の提案は、図書館や公民館など児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設以外の場所での事業の実施や、連携施設以外の施設に勤務する職員が携わることを求めるものであるところ、地域子育て支援拠点事業の一般型においては、公共施設や公民館、小児科医院等の医療施設などにおける実施が可能となっており、また、職員についても「子育ての知識と経験を有する専任の者」であることを満たしていれば足りることから、一般型として事業を実施していただくこともご検討いただきたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

160

提案区分

A 権限移譲

提案分野

05\_教育・文化

提案事項(事項名)

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限の指定都市への移譲

提案団体

川崎市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、北九州市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

私立幼稚園の認可、指導監督、財政措置に係る権限を都道府県から指定都市へ移譲すること

具体的な支障事例

私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の指導監督は、認可基準の観点から行う施設監督は都道府県が、子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」という。)に移行した幼稚園に対する特定教育・保育施設等の運営基準、給付の確認に係る指導監督は市区町村が監督を行うこととなっている。また、幼稚園に対する財政措置は、新制度移行園には市区町村から施設型給付が行われ、新制度未移行園には都道府県から私学助成が行われているが、新制度未移行の園も含めた幼稚園利用者に係る幼児教育・保育の無償化の手続きや子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての幼稚園に係る「量の見込み」の算出等の業務は市区町村で行っている。幼稚園に係る各権限が一元化されていないことで、役割分担が曖昧となっており、都道府県と必要以上の事務調整等が発生している。

[事務調整等の具体例]

・国の宿舍借り上げ支援事業は市から認定こども園全てに補助が行われる一方で、ICT化推進等事業は県から幼稚園型認定こども園に補助が行われるなど、補助金の性質や国の所管省庁の違いによって、県と市のどちらが補助の実施主体となるか異なっていることから、県と市が独自の補助事業を創設する際に、それぞれの施設を補助の対象とするかなど、その都度調整する必要が生じている。

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、支給対象範囲など各自治体の裁量で決めることが可能であるが、原油価格・物価高騰分の対応において、県と市で重複を避けるために双方で検討・調整を行い、迅速性が求められる中、多大な労力を要した。

・国が実施する各施設を対象とした調査等においても、その調査の性質等により、その都度、県と市のどちらがどの施設に対して調査を実施するか調整が必要となっている。

・厚生労働省・文部科学省・内閣府連名依頼の「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査について(令和4年9月9日付け事務連絡)」においては、各園に対する書面の調査は、「県は幼稚園・市は認定こども園(全類型)」と対象が明記されていたが、書面の調査に基づく実地調査の対象施設は「管内市町村において実施するなど柔軟に対応して差し支えない」との表現となっており、調査の期限が短い中、県と市、双方の検討・調整に労力を要した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

不要な調整事務等の負担が軽減され、行政の効率化等が図られるとともに、指定都市において幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となり、住民サービスの利便性も向上する。

## 根拠法令等

学校教育法第4条、第13条、私立学校振興助成法第9条、子ども・子育て支援法第14条、第27条、第38条、第56条等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、横浜市、相模原市、兵庫県

-

## 各府省からの第1次回答

私立学校行政においては、広域的な観点や効率的な事務の遂行の観点から、幼稚園の設置認可、指導監督、財政措置の権限が都道府県に一元化されているところです。仮に、制度として私立学校へのこれらの権限を一律に市町村に移譲した場合には、人員体制やノウハウの蓄積が十分でない市町村が、私立幼稚園に対する設置審査、指導監督、財政措置を実施する必要性が生じ、行政事務の非効率化を招く恐れがあります。したがって、私立幼稚園に対するこれらの権限を市町村に一律に移譲することは適切ではないと考えています。ただし、現行制度においても、地域の実情に応じて、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県が別途条例で定めることにより、これらの権限を市町村長に移譲することは可能です。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

180

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化

提案団体

仙台市、札幌市、石巻市、岩沼市、登米市、東松島市、蔵王町、女川町、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」の記載事項となっている「各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」(子ども・子育て支援法第61条第2項第2号)に関して、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において「全国共通で「量の見込み」を算出する」とされている地域子ども・子育て支援事業のうち、量の見込みの算出が困難な事業については、当該記載事項を任意のものとする。

具体的な支障事例

現状、計画の策定にあたり、各事業の量の見込みについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、ニーズ調査や人口推計、過年度の利用実績等を踏まえて設定している。

「幼児期の教育・保育」(手引き図表1の対象事業1～3)や「放課後児童健全育成事業」(手引き図表1の対象事業5)といった児童数推計と需要量が密接に関連している事業は、比較的精度の高い量の見込みを立てることが可能であるが、その他の事業(手引き図表1の対象事業4、6～11)は、個人の利用意向等に左右される部分が多いため、一定の精度をもった量の見込みを算出することが難しく、当該見込みとそれを踏まえた体制確保等を内容とする計画に基づいて実効的な方策を整備することは、現実的に困難である。

実務的には、上記その他の事業については、推計値に基づいてサービス提供体制を整備していくというよりも、実際の利用実績に基づき拡充等を検討していくことが基本となっており、策定した計画が十分に活用されているとは言えない状況である。

地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みの算出は、前述のように明瞭な算出根拠を示すことや精度の確保が難しい一方、その算出や計画策定に至るまでの作業負担が非常に大きく、それに対して得られる効果が極めて小さいのが現状である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画策定にかかる市町村の事務負担が軽減され、より教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた具体的な取り組みに注力することが可能となる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条～第61条  
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年

告示第 159 号)

市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成 26 年1月)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、盛岡市、千葉市、足立区、横浜市、相模原市、海老名市、新潟市、長野県、浜松市、三原市、高知県

-

各府省からの第 1 次回答

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、子ども・子育て支援法第 61 条において、特定教育・保育施設等の量の見込みとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本記載事項としている。

地域子ども・子育て支援事業については、各自治体において、地域の実情を踏まえて「量の見込み」を作成の上、地域子ども・子育て支援事業を計画的に進め、全国的な整備を図っていくという性質上、任意記載事項とすることは困難である。

他方で、子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての「量の見込み」の算出については、これまでも地方分権提案において、各自治体から作業負担に関する指摘等があったことを踏まえ、市区町村の事務負担を軽減する観点から、利用希望把握調査(アンケート調査)以外の手法を用いることも可能である旨を明確化するほか、利用希望把握調査以外の手法を例示する等の対応を行ってきたところ、負担軽減に資する取組については、引き続き、検討してまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

子どものための教育・保育給付に係る運用の見直し(制度の簡素化と事務の効率化)

提案団体

延岡市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、文部科学省

求める措置の具体的内容

子どものための教育・保育給付に係る保育所等における処遇改善等加算の制度見直し

具体的な支障事例

【現行制度】

「処遇改善等加算Ⅰ」は、「教育・保育の提供に従事する人材の確保と資質の向上を図るために賃金水準を維持すること」を目的に、入所児童数や職員の平均経験年数に応じて変動する。

【支障事例】

加算に係る算定を行う市町村担当部局においては、保育現場での理解が進みづらいうえ、各園の状況によっては、その都度、様々な疑義が生じており、各施設からの問い合わせへの対応も含め、多大な事務負担が生じている。

また、制度の煩雑さから、様々な事業の精算事務が重なる年度末の短期間に、給付費の各園への精算事務において返還せざるを得ないケースもしばしば生じるなど事務の輻輳化を招いており、その事務負担も大きく、結局のところ、地方分権にとってはマイナスである。

【制度改正の必要性】

加算算定に係る解釈において、例えば、職員個人の業績等に応じて変動するものは、賃金水準を下げることも可能とされ、入所児童数の減少に伴う場合は、職員個人の業績に影響を及ぼすものとして、賞与を下げて加算要件は満たすものとするが、その解釈を含め、児童数減少幅や減少期間、または職員個人の業績の影響の範囲など、煩雑さから解釈においても差異が生じるなど、制度の簡素化が必要な状況にある。

【支障の解決策】

保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などが予定される中、今後、さらに保育人材の確保は急務であり、「長く働くことができる」職場環境の構築も目的とする「処遇改善等加算Ⅰ」における加算率の上限や入所児童数を基礎とする加算算定方法については、市町村に賃金改善実績報告書を提出する必要がないよう、例えば、非常勤職員を含む全職員数に対して、統一単価を乗じて算出する方法のみに見直すなど制度の簡素化をはじめ、解釈の部分を含めた明確な算定方法の提示による事務の効率化についてご検討いただきたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

処遇改善等加算の制度を見直すことにより、事業所の事務軽減と保育士の処遇改善を図り、長く働くことができる職場環境の構築、ひいては質の高い教育・保育を提供できるようになる。

## 根拠法令等

施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(令和2年7月30日付け(最終改正令和4年11月7日付け)内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、旭川市、仙台市、ひたちなか市、越谷市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、長野県、半田市、奈良県、和歌山市、徳島県、熊本市、鹿児島市

○賃金改善実績報告書の省略については慎重な検討が必要と考えるが、当市においても市、施設双方にとって大きな負担となっていることから、制度の簡素化等を行う必要があると考える。

○当市においても、処遇改善等加算制度については、各事業所、市ともに制度内容の理解や申請実績確認など内容が非常に煩雑なため多大な事務負担が生じている。

○処遇改善等加算の制度については、制度そのものが複雑であり、運営法人の職員と行政職員の両者の確認作業等に多大な人的資源が割かれている。また、処遇改善等加算Ⅰで求められている賃金水準の維持についても、法人前年の水準と比較する制度となっており、開始時点の賃金水準が高い場合、支払い残額が連続して発生する等、制度の安定的な継続が困難な状況である。早急な制度の簡略化や見直しが必要と考えている。

○当市においても、対象施設に勤務する保育士一人一人の経験年数の算定に係る審査や、各施設からの問い合わせへの対応等、多大な事務負担が生じている。また、対象施設においても、保育士の従事証明書等の提出による事務負担が生じているほか、煩雑な制度内容であるために、制度理解や職員への周知に苦慮している。

○施設、事業所から処遇改善等加算の制度が分かりづらいとの声や改善してほしいとの要望が多くある。事務も煩雑であるため施設、事業所への負担も大きく、本来考えるべきである「保育」について十分に検討できていないとの声もある。

○処遇改善等加算Ⅲが追加されたことで、自治体、施設ともに、事務負担がさらに増加している。既存の処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱへ統合するなど、制度の簡素化を検討していただきたい。

○処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの制度が煩雑であるため、市町村も保育施設も理解が進みづらい状況。結果として、認定を行う都道府県担当部局においても、書類の確認と、市町村を通じた各施設との疑義照会、回答に多くの時間と労力を費やしており、制度の簡素化等による事務の効率化について検討されることを要望する。

## 各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の事務手続きについては、

- ・都道府県等を集めた会議での説明・制度の解説資料による周知徹底
- ・自治体からの照会の多い内容等についてのFAQの作成

等に取り組んできたところであり、引き続き、施設や自治体のご意見を伺いながら算定方法の解釈を示したFAQの作成等について検討してまいりたい。

また、子ども・子育て支援法では、教育・保育給付の認定を受けた子どもが保育所等から教育・保育の提供を受けた場合に、当該子どもについて公定価格に基づいて施設型給付費を支給することとされており、利用子どもではなく、当該施設に勤務する職員に統一単価を乗じて加算額を算定する仕組みの導入は困難である。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

224

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

奨学金事業における公益財団法人等によるマイナンバー独自利用の対象化

提案団体

兵庫県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、個人情報保護委員会、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

法律でマイナンバー利用が認められている事務と性質が同一の事務について、県が当該事業のために設立した公益財団法人等に業務移管や業務委託を実施する場合は、当該団体のマイナンバー利用を可能とすること。(例として、旧日本育英会(現(独)日本学生支援機構)から事務移管された奨学金事業。)

具体的な支障事例

【現状】

前回提案(平成28年提案募集管理番号196)からの情勢変化として、令和5年3月7日に閣議決定され、今国会へ提出されているマイナンバー法等の一部改正法案においても、マイナンバー利用範囲の拡大や、法律で認められている事務に準ずる事務におけるマイナンバー利用等が盛り込まれている。

【支障】

現在も(公財)兵庫県高等学校教育振興会はマイナンバーを取り扱えない状況に変化はないため、マイナンバー利用による国民の利便性向上等が目指される中であっても、添付書類の削減など申請者負担の軽減が進められない状況である。

[当該奨学金事務におけるマイナンバーを必要とする事務処理件数]

- |            |             |
|------------|-------------|
| ①採用申請      | 約 1,000 件/年 |
| ②返還免除・猶予申請 | 約 500 件/年   |
| ③返還者等の現況確認 | 約 3,500 件/年 |

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

県が当該業務を行う場合同様に、申請者は申請時の添付書類を削減することができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

-

-



## 各府省からの第1次回答

マイナンバーの利用範囲拡大による国民の利便性向上と、個人情報保護に対する国民の懸念への対応という両面を考慮しながら、提案の事務の性質、目的、事務を行わせている主体(公益財団法人)等を踏まえ、マイナンバーの利用及び情報連携が可能か検討してまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

小規模放課後児童クラブへの補助に係る大臣承認を必要としない類型の追加

提案団体

兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、神戸市、三田市、たつの市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

こども家庭庁

求める措置の具体的内容

山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。

(例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等

具体的な支障事例

【現状】

現在の交付要綱及び実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。県内には、少子化が進行する都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等において、立地や待機児童の状況から必要不可欠な小規模放課後児童クラブが複数あり、毎年度、県を通じて厚生労働省へ複数件の協議を行っている。

【支障】

協議の際は、国が定める年2回の協議時期に合わせて、市町からの申請を県で確認後とりまとめて厚生労働省へ提出しており、市町においては協議書作成等の事務、県においても協議書の確認及び国への提出に係る事務や交付申請内容の確認時に承認状況の確認など一定の事務負担が毎年度発生している。

児童数10人未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要としない交付対象項目として追加することで毎年度の協議案件が削減できると考える。

また、現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの年度途中の利用状況の変動により実績として児童数が10人を下回るかつ協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対象外となるおそれがある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

協議プロセスを省略または簡素化することで、承認申請協議に伴う地方公共団体の負担が軽減されるほか、やむを得ない事情により承認を受けられず補助対象外となる施設数が減少し、支援の充実につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱

放課後児童健全育成事業実施要綱

令和4年度子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)の交付に係る一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位の確認について(事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、盛岡市、茨城県、相模原市、横須賀市、長野県、大阪府、広島市、高知県、熊本市

-

各府省からの第1次回答

放課後児童クラブの運営費に係る補助については、こどもの成長・発達において必要とされる社会性の育成が求められることや、こどもが他児との仲間関係を築くことができる一定の集団規模が適正と考えられることから、平成26年度まで、年間平均利用児童数10名以上の放課後児童クラブを国庫補助の対象としていた。

一方で、

・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」においては、基準を満たせば児童数に関わらず放課後児童健全育成事業であること、

・市町村子ども・子育て支援事業計画における放課後児童クラブの確保方策においても、児童数の要件を設けていないこと、

・過疎地域等を抱える地方自治体から要件緩和を求められたことから、平成27年度より、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、

①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合

②上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣（令和5年度からはこども家庭庁長官）が認めた場合

のいずれかに該当するものについて、国庫補助の対象とすることとした。

こども家庭庁長官の承認を要しない類型の追加については、事務負担軽減等の観点やこれまでの事例の蓄積等も踏まえ、可能かどうか検討してまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

229

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

福祉行政報告例中の民生委員児童委員活動報告のオンライン化

提案団体

兵庫県、姫路市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員(以下「委員」)による活動記録の作成・報告や、集計に伴う行政等の負担軽減を図るため、委員自ら入力可能な全国統一の活動報告オンライン化を構築すること。  
(なお、委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なものとする。)

具体的な支障事例

## 【現状】

本県においては、委員が毎月の活動報告(件数)を民生委員児童委員協議会(民児協)を経て所管課に報告し、委員は各自紙ベースで活動内容をメモしたものをFAX等で報告している市町もあり、報告を受けた民児協が手作業で集計を行っている。

(当県内の事例では、各民生委員が各区のとりまとめ役の民生委員に報告を行った後、とりまとめ役の民生委員より民児協へ報告が行われているが、それぞれの報告はFAX等の紙ベースで行われていることが多い。)

## 【支障】

各地区で取りまとめを行う民生委員にとっては集計作業による事務負担が大きい。(なお、Excel等を用いた電子媒体による報告については、パソコンを日常利用していない民生委員も多く、活用にあたってのハードルが高い。)

また、民児協では、紙帳票を一定期間保管しなければならず、集計事務の負担も大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

委員が各自の端末(スマートフォン等)でいつでも報告できるようになり、委員の利便性の向上と負担軽減が図られる。

また、報告とりまとめの負担が軽減しデータ活用も可能となるうえ、紙帳票の保管が不要となる。

根拠法令等

統計法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、藤岡市、川崎市、相模原市、石川県、浜松市、名古屋市、豊川市、京都府、大阪府、大阪市、堺市、奈良県、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、熊本市、沖縄県

○当区においても、委員→民児協→所管課への報告は紙ベースのため、提出に対する負担や時間の制約を受け、集計に際しても一件一件入力する都合上、負担が生じている。委員が普段より使い慣れている各自の端末（パソコンではなく、スマートフォン等）を利用し、報告ができれば、時間の制約を受けず、負担が軽減されるほか、紙の削減により環境への負荷も軽減される。

○各地区で取りまとめを行う民生委員の負担となっている。簡易的に入力できる入力フォームがあると負担軽減になる。

入力項目が簡略化されると、より負担軽減につながる。

○当市でも各民生委員から提出された活動報告を地区民児協でまとめ、その後区、市へと提出することになっている。オンライン化することができれば、民生委員も毎月各自で紙ベースで報告する手間を省くことができる上、集計作業の負担軽減も図ることができる。

○年齢が高い民生委員が多い状況であることから、「委員の年齢構成等を鑑みて、入力フォームは見やすく操作が簡便なもの」でオンライン化が可能であれば、取りまとめを行う、民生委員及び事務局の負担軽減につながる。

○月例報告書の作成が負担になっているとの声が寄せられている。

定例の月例報告の簡素化と効率化を図るため、スマホやパソコン等で入力できる、民生委員専用アプリの開発など、ICT化を進める要望がある。

○活動報告は、記入方法が複雑であることに加え、集計方法が手間であることから、錯誤が多く、統計の信頼性を低下させるだけでなく、民生委員の負担にもなっている。したがって、オンライン化して、入力補助、エラーチェック、修正報告、自動集計等の機能を搭載することで、これらの問題を解決することに繋がると考える。

#### 各府省からの第1次回答

ご提案のオンライン化については、各自治体・民生委員児童委員協議会によって活動記録の集計方法が様々な中で、国統一のオンライン化に伴う影響（スマートフォンを所有していない場合はどのように報告するのか、紙ベースを望む場合への対応等）等の課題があるため、対応困難である。他方、福祉行政報告例について、関係団体等の意見を踏まえて、調査項目の簡素化を図る等、負担軽減に努めてまいりたい。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

こども家庭庁 第1次回答

管理番号

230

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03\_医療・福祉

提案事項(事項名)

民生委員・児童委員活動における証明事務の見直し

提案団体

兵庫県、加古川市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

民生委員・児童委員活動における証明事務を見直し、児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類に係る本人の申立書の内容を証明する者を拡大すること

具体的な支障事例

## 【現状】

「児童扶養手当および特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」において、受給資格認定に係る民生委員または児童委員(以下「民生委員等」という。)の証明を必要とする書類が多くある。

## [証明する内容]

- ・受給資格者が母である場合、対象児童と同居しないでこれを監護していること
- ・受給資格者が養育者である場合には、受給資格者が対象児童を養育していること
- ・対象児童の父母が事実上の婚姻関係と同様の事情であった場合であって、事実上の婚姻関係を解消したこと
- ・受給資格者が前年の一二月三日において児童の生計を維持したこと 等

## 【支障】

従来は、民生委員等が日常的に住民と深く関わっているという趣旨のもと、証明事務を行っていたと思われるが、地域のつながりが希薄化する現代においては、お互いに面識のない中で住民が民生委員等に依頼し、事実確認が困難なケースも多い。

このため、民生委員等および申請する住民双方の心理的負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

受給資格の証明を行う者を拡大することで、民生委員の心理的負担・業務負担の軽減と、申請する住民の証明依頼先が増えることによる利便性向上・心理的負担の軽減等が図られる。

根拠法令等

児童扶養手当法施行規則第1条  
特別児童扶養手当法施行規則第1条  
児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、茨城県、ひたちなか市、高崎市、藤岡市、春日部市、ふじみ野市、船橋市、川崎市、相模原市、石川県、京都府、大阪府、大阪市、寝屋川市、広島市、佐世保市、熊本市

○民生委員の諸証明事務については、住民の状況を調査することが現実的に困難であり、結果的に証明事項を追認する対応となっていることが多いため、民生委員にとって負担感や心理的な抵抗が強く、当市の民生委員児童委員協議会から見直しを求める意見が上がっていることから、民生委員のなり手不足の一因となっていると考えられる。

○民生委員においては、地域における福祉的課題が複雑化している中で、活動内容も増え、負担が大きくなっている現状があるため、受給資格の証明を行う者が拡大することは、民生委員の負担軽減に繋がるものと考えられる。また、証明がスムーズに行えるようになることで、当課の事務処理においても、迅速な対応に繋がるものと考えられる。

○生計の維持や婚姻関係など、民生委員が把握しきれない内容の証明を依頼され、民生委員の負担となっている。

○当県でも民生委員が疾病等で入院し、一時的に地域の民生委員が空白状態となるケースが報告された。こうしたケースで証明が得られないと、受給資格者に不利益が生じる恐れがある。

○当市においては、「証明」ではなく、「現況確認」等として民生委員の調査事務を行っていただいている。面識のない住民からの依頼の場合には、聞き取った内容を確認した旨を現況確認書として作成していただいている。見直しされれば民生委員の負担軽減となる。

○民生委員に対する証明依頼は多種多様になっており、事実確認すること自体がより一層困難で、トラブルに巻き込まれる恐れがあるなど、証明事務が負担になっている。

○当市でも同様に地域のつながりが希薄化していることから、事実確認が難しく、また実際の訪問やその準備に体力的、心理的な負担も大きいという声がある。そのため、民生委員に限らず、業務を担当する部署、職員による実地訪問などの確認でも十分な証明とみなしてよいと考える。

○証明事務については、事実確認が困難なケースもあり、行政担当課が対応することもある。

#### 各府省からの第1次回答

児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領について(昭和48年10月31日付け児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)において、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定請求書の審査の際に、監護状況等の確認のために求めている書類は、「民生委員、児童委員等の証明書」としており、民生委員、児童委員以外の証明できる者についてお示しする等の対応を検討してまいりたい。